

周南市監査委員 中村 研二

周南市監査委員 清水 芳将

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果は、平成30年11月16日に議長及び市長に提出し、平成30年12月4日に議会報告されています。）

1 監査の対象

競艇事業局

競艇管理課、競艇事業課

2 監査の範囲

平成30年4月（一部平成29年4月）から平成30年7月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

平成30年9月13日から平成30年11月16日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、財務事務監査を中心に、行政監査の視点も取り入れ、市の事務の執行が法令等に則り適正に執行されているか、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施し、全部又は一部を抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

次に述べる事項を除いて、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。

競艇管理課

(1) 収入事務

ア 収入伝票等の決裁について、周南市競艇事業局事務決裁規程に基づく決裁がされていないものがあつた。

(2) 支出事務

ア 支出伝票等の決裁について、周南市競艇事業局事務決裁規程に基づく決裁がされていないものがあつた。

競艇事業課

(1) 支出事務

ア 支出伝票について、伝票作成者と押印者が一致していないものがあつた。

イ 支出伝票等の決裁について、周南市競艇事業局事務決裁規程に基づく決裁がされていないものがあつた。

ウ 契約書に記載された金額と異なる支出をしているものがあつた。